

認定制度を活用した医師少数区域等勤務推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の医師不足が深刻な医師少数区域及び医師少数スポット（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めたもの。以下「医師少数区域等」という。）での勤務を促し、医師偏在の解消を図るため、厚生労働大臣が、法第7条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることを認定した医師を支援する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者等)

第2条 この要綱において、「交付対象事業者」とは、市町村（一部事務組合を含む。）、地方独立行政法人、国立大学法人信州大学、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会、医療法人及びその他知事が適当と認める者をいう。

2 この要綱において、「支援対象医師」とは、法第5条の2第1項の認定を受けた医師で、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に、週32時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は、原則として週30時間以上）勤務するものをいう。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、交付対象事業者が、県内の医師少数区域等に所在する病院又は診療所において、支援対象医師に対して、以下の各号に掲げる経費を支援する事業とする。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費（支援対象医師のために必要な図書を病院又は診療所において購入する場合を含む。）
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、認定制度を活用した医師少数区域等勤務推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 所要額調書(様式第3号)
- (3) 所要額明細書(様式第4号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示した書類

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、変更前の補助金額の2割以内の減額にとどまるときはこの限りではない。
 - イ 補助事業の事業費の2割を超えて増減しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、これを事業年度終了後5年間保管しておくこと。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度3月31日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納入しなければならない。
- (5) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更申請等)

第7条 前条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき
認定制度を活用した医師少数区域等勤務推進事業変更承認申請書(様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
認定制度を活用した医師少数区域等勤務推進事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

(事前着手)

第8条 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、認定制度を活用した医師少数区域等勤務推進事業事前着手届（様式第7号）を知事へ提出するものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の実績報告は、認定制度を活用した医師少数区域等勤務推進事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 所要額精算書（様式第10号）
- (3) 所要額明細書（様式第11号）
- (4) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(交付の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、認定制度を活用した医師少数区域等勤務推進事業補助金交付請求書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費
研修受講経費（第3条第1号に定める経費）	支援対象医師1人当たり 次により算出された額 (1) 研修受講料 10,000円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000円×勤務月数 県外 12,000円×勤務月数	旅費 雑役務費（研修受講料）
専門書購入経費（第3条第2号に定める経費）	支援対象医師1人当たり 54,000円	備品費（図書）
他病院勤務経費（第3条第3号に定める経費）	支援対象医師1人当たり 県内 4,000円×勤務月数 県外 24,000円×勤務月数	旅費